

阿伎留病院企業団の人事行政の運営等の状況

「阿伎留病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、阿伎留病院企業団職員の任免、給与、勤務条件などの概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況（平成25年度）

採用者数	退職者数						合計
	普通退職	定年退職	勸奨退職	分限退職	懲戒退職	死亡退職	
49人	48人	10人	2人	0人	0人	0人	60人

(2) 職種別職員数の状況（平成25年4月2日現在）

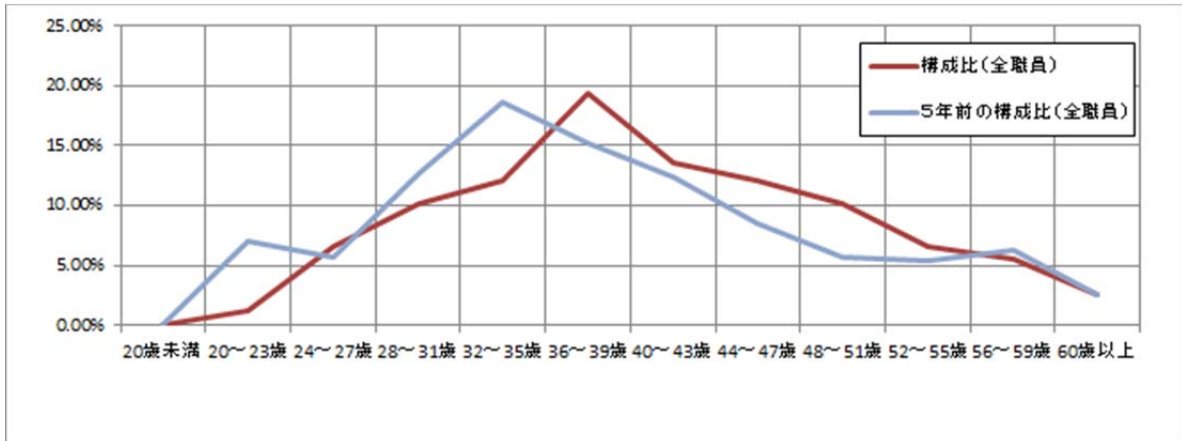
	平成24年度	平成25年度	対前年増減数
医師・歯科医師	51人	49人	△2人
医療技術職員	59人	59人	0人
看護職員	196人	210人	14人
一般事務職員	18人	18人	0人
技能労務職員	10人	10人	0人
合計	334人	346人	12人

(3) 役職別職員数（一般事務職員）（平成25年4月2日現在）

事務長	事務次長	課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主任	主事	合計
1人	0人	3人	2人	3人	2人	7人	18人

(4) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月2日現在）

	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
医師	0人	0人	0人	7人	4人	9人	6人	4人	6人	5人	2人	6人	49人
技師	0人	1人	3人	7人	4人	12人	5人	10人	7人	5人	4人	1人	59人
看護	0人	3人	19人	21人	32人	41人	32人	24人	14人	12人	11人	1人	210人
事務	0人	0人	1人	0人	2人	3人	2人	2人	5人	1人	1人	1人	18人
労務	0人	0人	0人	0人	0人	2人	2人	2人	3人	0人	1人	0人	10人
合計	0人	4人	23人	35人	42人	67人	47人	42人	35人	23人	19人	9人	346人



2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費（平成25年度決算）

区分	職員数 (A)	給与費				平均給与費 (B/A)
		給料 (基本給)	職員手当	期末・勤勉手当 (ボーナス)	合計 (B)	
医師・歯科医師	48人	284,002千円	265,552千円	99,626千円	649,180千円	13,525千円
医療技術職員	59人	207,886千円	77,209千円	78,133千円	363,228千円	6,156千円
看護職員	195人	634,773千円	246,268千円	231,415千円	1,112,456千円	5,705千円
一般事務職員	18人	73,296千円	17,029千円	27,676千円	118,018千円	6,556千円
技能労務職員	10人	34,693千円	15,070千円	13,294千円	63,057千円	6,305千円
合計	330人	1,215,439千円	640,706千円	444,004千円	2,300,148千円	6,835千円

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額（平成25年度）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師・歯科医師	45歳6カ月	474,900円	1,085,500円
医療技術職員	43歳0カ月	293,600円	513,000円
看護職員	40歳8カ月	263,000円	461,000円
事務職員	45歳5カ月	339,300円	546,300円
技能労務職員	47歳0カ月	289,100円	525,400円
合計	42歳3カ月	304,400円	568,600円

(3) 職員の初任給（平成25年4月1日現在）

区分		給料月額
医師（歯科医師）	医大（大学6）卒	259,900円
薬剤師	大学卒程度	183,800円
医療技術員	大学卒程度	183,800円
	短大（3年）卒程度	176,300円
	短大（2年）卒程度	165,500円
看護師・助産師	大学卒程度	189,000円
	短大（3年）卒程度	181,400円
	短大（2年）卒程度	175,000円
准看護師	准看護師養成所卒	156,500円
事務職員	大学卒程度	181,200円
	短大卒程度	166,200円
	高校卒程度	147,100円
技能労務職員	—	142,700円

(4) 職員の手当（平成25年度）

● 期末手当・退職手当

期末・勤勉手当	平成25年度支給割合		期末手当	勤勉手当
		6月期	1.225 (0.70) 月分	0.675 (0.275) 月分
		12月期	1.375 (0.85) 月分	0.675 (0.275) 月分
		計	3.95 (2.10) 月分	
退職手当			自己都合	定年・勸奨
	勤続20年		24.00 月分	30.16 月分
	勤続25年		32.16 月分	39.50 月分
	勤続30年		40.83 月分	48.83 月分
	勤続35年		48.16 月分	54.46 月分
	最高限度額		54.46 月分	54.46 月分
定年前早期退職特例措置		2~20%加算		

※期末・勤勉手当の（ ）内は、再任用職員への支給割合です。

● その他諸手当（平成25年度）

手当名	内容および支給単価	支給実績	平均支給年額
地域手当	全職員 10%	127,824 千円	387,346 円
扶養手当	配偶者（欠配一子） 13,500 円 子（第2子まで） 6,000 円 その他 6,000 円 16歳～22歳の子加算 4,000 円	26,374 千円	79,922 円
住居手当	15,000 円（35歳未満借家等のみ）	4,845 千円	14,682 円
通勤手当	電車等：原則6カ月定期券額 自動車等：通勤距離に応じ1カ月	18,912 千円	57,309 円
超過勤務手当		64,804 千円	196,374 円
特殊勤務手当	危険手当、麻酔手当、医師手当、研究手当、緊急登院手当、夜間看護手当、看護師手当、分娩介助手当、当直管理看護長手当、救急勤務手当、早出手当、救急対応手当、休日夜間診療手当、休日昼間診療手当、解剖手当、年末年始勤務手当、血液透析室勤務手当、医療協力手当、医師派遣手当	247,798 円	750,902 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（標準的な職員の場合）（平成25年4月1日現在）

週勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から60分

(2) 年次有給休暇の取得（平成25年1月1日～平成25年12月31日まで）

付与人数 (A)	総付与日数 (B)	総使用日数 (C)	使用率 (C) / (B)	平均使用日数 (C) / (A)
373人	12,879日	4110.9日	31.9%	11.0日

(3) 育児休業、部分休業の取得（平成25年度）

区分	男性	女性	合計
育児休業	0人	12人	12人
部分休業	0人	1人	1人

(4) 特別休暇など（平成25年4月1日現在）

公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、業務停止休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇、夏季休暇

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たせない場合などに、免職、休職などの分限処分を行います。また、職員が法令違反などの一定の義務違反をした場合に、免職、定職などの懲戒処分を行います。

区分	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
件数	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件

5 職員のサービスの状況（平成25年度）

地方公務員法では、職員は地方公務員法に基づき全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては、全力で専念しなければなりません。守らなければならない義務は次のとおりです。

区分	内容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません	0人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	0人
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	0人
職務専念義務	職員は法律等に特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません	0人
政治的行為の禁止	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています	0人
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません	0人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成25年度）

（1）職員の研修

研修種別	受講者数	備考
独自研修	628人	新任研修・医療安全・接遇・院内感染・実務・専門研修等
派遣研修	94人	東京都市町村職員研修所、日本看護協会教育センター等

（2）人事考課（勤務評定）の実施

職員の日常の勤務状況を通じて、その実績・能力・態度などを客観的・継続的に把握することにより、昇任選考・人事異動などに反映し、公正な人事管理を行うことを目的に、毎年1回1月1日を基準日に評定を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成25年度）

（1）福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、阿伎留病院企業団職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費（掛金）及び阿伎留病院企業団からの交付金（公費）で運営されています。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、東京都市町村職員共済組合により短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業等）を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

職員互助会への 交付金総額	職員一人あたりの年額		公費率
	交付金交付額（A）	会費（B）	A / (A + B)
1,000,000円	3,030円	12,000円	20.2%

(2) 公務災害等の状況

公務上・通勤途上による災害で負傷・死亡をした場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

区分	負傷	死亡
公務災害	6件	0件
通勤災害	0件	0件

(3) 健康診断の実施状況

定期健康診断、特定業務従事健康診断、胃の集団検診、予防接種等を実施しています。

区分	定期健康診断 (春・秋2回)	予防接種(B型ワクチン、 季節性インフルエンザ)	胃検診
受診者数	751人	465人	40人

8 公平委員会の業務の状況（平成25年7月31日まで）

職員は、勤務条件に関する要求や、不利益処分を受けた場合の不服申し立てを公平委員会に対して行うことができます。

また、懲戒など意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申し立てができます。

区分	年度当初 係属件数	年度中 申し立て件数	年度中 処理件数	年度末 係属件数
勤務上検討に関する措置要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する不服申立	0件	0件	0件	0件

※平成25年8月1日より企業団に移行したことにより、公平委員会は脱退しております。